

官庁営繕部評価手法研究委員会 議事概要

平成29年3月16日(木)
10:00 ~ 12:00
中央合同庁舎第2号館
13階官庁営繕部入札室

1. 委員長の選出

委員の互選により、清家委員を委員長に選出した。

2. 官庁営繕事業に係る事業評価手法の改定

事務局より資料1、2、3-1、3-2及び3-3を用いて、手法の改定案について説明を行い、委員から以下の発言があった。

(1) 事業計画の必要性における計画理由の追加について

新設する「防災機能の不備」と、従前から使われていた「施設の不備」について、同じ事象が重複して評価されないよう文言の整理が必要。

→(事務局回答) 文言を見直し、改めて委員長の了解を得ることとしたい。

(2) 積み上げによる必要延べ面積の採用について

略算式による算出を取りやめて、積み上げによる算出を採用することで、より正確な評価に資するとのことであり、改定案で了とする。

(3) 事業計画の効果(B2)への施策メニューの追加について

改定案で了とする。一方で、国土交通省他部局において災害拠点建築物の機能継続性等について検討中であると承知しており、今後、それらの成果を必要に応じて施策メニューに反映することも検討していただきたい。

(4) 事後評価の基準時点の明確化について

官庁営繕事業の事後評価として、事業完了後の使用状況の変動を含まないという考え方は理解できるので、改定案で了とする。

ただし、PFI事業は施設整備と維持管理を合わせて契約しており、SPCの評価としては使用状況の変動も含まれるのではないかと。

→(事務局回答) 事業完了後の変動だけでなく、事業完了前であっても、事業計画の変更で対応できないような時期の人員増加等の変動は、もともと外的要因であり事後評価の考慮要素に含まれないものと整理している。

なお、評価実施時点で新たに問題が生じていると認められる場合は、施設整備に対する事後評価の枠組みとは別の問題として、維持管理で対応するよう管理官署を通じてSPCと調整したり、別事業を検討したりするなど適宜対応している。

3. 官庁営繕部評価手法研究委員会規程の改定

事務局より資料4を用いて説明を行い、委員から次の指摘を受けた上で、改定案について了承された。

(指摘事項)

本委員会は、評価手法の制度を検討するために事業評価小委員会や事業評価監視委員会とは独立して設置された委員会であることを鑑みれば、小委員会等の委員を中心にしつつも、技術的な審議ができる専門的な知見を有する者を委員に含めることが望ましい。委員選出にあたって将来的に配慮してほしい。

以 上